

神崎市国民健康保険データヘルス計画(第2期)中間評価概要

1.データヘルス計画について

平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、重要施策として「国民の健康寿命の延伸」が掲げられ、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第一三九号)」により、保険者に健診データ、医療費データ等の分析を活用した、加入者の健康保持増進を図るための保健事業の事業計画として、「データヘルス計画」の作成、実施等の取り組みが義務付けられました。

これにより、神崎市においても、平成 27 年度に第 1 期データヘルス計画を策定し、平成 29 年度に第 2 期データヘルス計画(実施期間:平成 30 年度から令和 5 年度まで)を策定しました。

データヘルス計画は、特定健診やレセプト情報から被保険者の健康課題を分析し、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画です。「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」第 5 の一に基づき、各事業については、毎年度効果の測定及び評価を行った上で、必要に応じて事業内容等の見直しを行っています。

2.中間評価の目的

データヘルス計画の中間評価・見直しを行う目的は、立案した計画が軌道に乗っているかを確認し、進捗が滞っているようであれば、事業効果を高めるにはどのような改善を行うべきか検討し、目標達成に向けての方向性を見出すことにあります。

また、計画策定時に設定した目標が具体的ではなかったり、評価しにくいあいまいな指標が含まれていた場合、このような指標や計画を見直す必要があります。そこで、中間年度に計画全体の目標や事業の評価と見直しを実施し、最終的な事業や計画の目的・目標の達成に向けた体制作りを行います。

なお、この中間評価については、神崎市国民健康保険データヘルス計画(第2期)第6章において、令和2年に実施することが明示されています。

3.中間評価の方法

(1)計画内容の見直し(目標管理一覧表)

- ア 実績値の評価
- イ 目標値・評価指標の見直しの検討

(2)外部機関による計画内容の見直し

佐賀県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会へ自己評価見直しが適正に行われているか付託し、委員会等より助言・指導を受け、修正を行います。また、神崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会へ報告を行います。

4.中間評価スケジュール

時 期	内 容
令和2年8月～	実績、統計等のまとめ
随 時	関係課担当者との打ち合わせ
令和2年9月16日	保健事業技術研修会
令和2年11月11日	情報交換会 於:国保連合会
令和2年12月18日	国保連合会保健事業支援評価委員会において報告・意見聴取
令和3年1月14日	庁内会議
令和3年2月10日	国保運営協議会にて報告・意見聴取
令和3年4月(予定)	ホームページ掲載

5.中間評価における見直し内容

(1)評価指標における糖尿病保健指導対象者の見直し

策定時:「HbA1c6.5以上および治療中でHbA1c7.0以上」

⇒ 「HbA1c6.5以上未治療者」へ見直し

(2)胃がん検診の算出方法の見直しによる目標値の修正

(3)後発医薬品の使用割合目標値の見直し

策定時:「60%以上」 ⇒ 国の基準に合わせ「80%以上」へ見直し

※数値目標等については、今回大きな見直しは行わず、第3期計画策定時に反映させることとする。